

大町市議会基本条例 検証結果報告書

令和8年5月

大町市議会 議会運営委員会

1 趣旨

大町市議会基本条例（平成 22 年 10 月 1 日条例第 25 号。以下「条例」という。）第 25 条において「議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて、常に検証し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。」と規定されており、令和 2 年度以降未実施であったことから、大町市議会議会運営委員会（以下「委員会」という。）が中心となり、大町市議会（以下「議会」という。）が条例の規定どおりに目的が達成されているか検証を行い、その結果を議長へ報告するものである。

2 検証の方法

委員会において、以下のとおり検証を行った。

- （１）検証は、全議員で行うものとし、集約については、委員会が行うものとする。
- （２）検証は、条例ごとに行うものとする。
- （３）検証結果は、評価内容及び評価記号を各条文の下段に記載するものとする。

この場合において、評価基準等は下表のとおりとする。

評 価 基 準	評価記号
全て又はほとんど達成できたもの	A
概ね達成できたもの	B
あまり達成できていないもの	C
ほとんど又は全く達成できていないもの	D
検証の必要がないもの	X

- （４）検証結果は、議長へ報告するものとする。

3 検証結果

委員会では、7 回に渡って協議を行い、条例に記載された内容を個別に検証した。

委員構成は以下のとおりである。

委員長	中牧 盛登
副委員長	宮田 一男
委員	一本木秀章
委員	中村 直人
委員	大竹真千子
委員	二條 孝夫
委員	大和 幸久

開催状況は下表のとおりである。

回	年 月 日	開 催 内 容
1	令和7年11月25日	条例検証について発議・了承
2	令和7年12月23日	検証方法、検証調書提出について協議・了承
		検証調書作成・提出
3	令和8年1月26日	検証調書集約、4班を構成し自由討議を実施することを協議・了承
4	令和8年2月3日	議会基本条例検証全体会開催 班別意見集約実施 A班：西澤、太田、中村、高橋 B班：堀、大竹、栗林、二條 C班：一本木、植松、中牧、山本 D班：傳刀、小澤、宮田、大和
5	令和8年3月18日	班別集約結果委員会検証①
6	令和8年4月3日	班別集約結果委員会検証②、結果まとめ
7	令和8年5月12日	検証結果報告書（最終案）協議
8	令和8年5月12日	議長報告

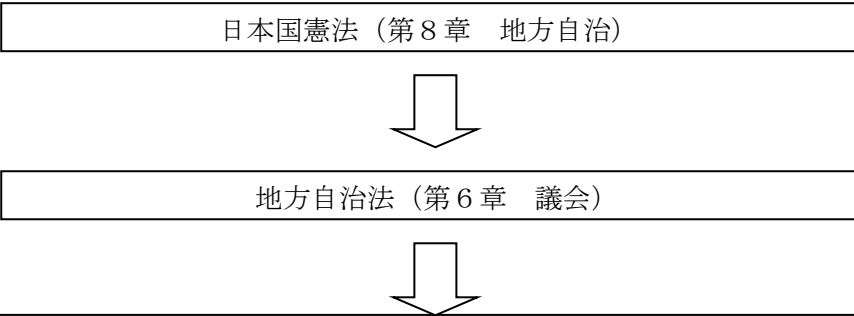
検証結果の詳細は次項以降のとおり、各条文下段に評価内容及び評価基準を記号で示している。

4 改善事項

第21条に規定する「政策調整委員会」を廃止し、広聴広報機能を更に充実するため、広聴広報委員会に改組することを決定し、令和8年6月定例会に条例の一部改正議案を上程する。

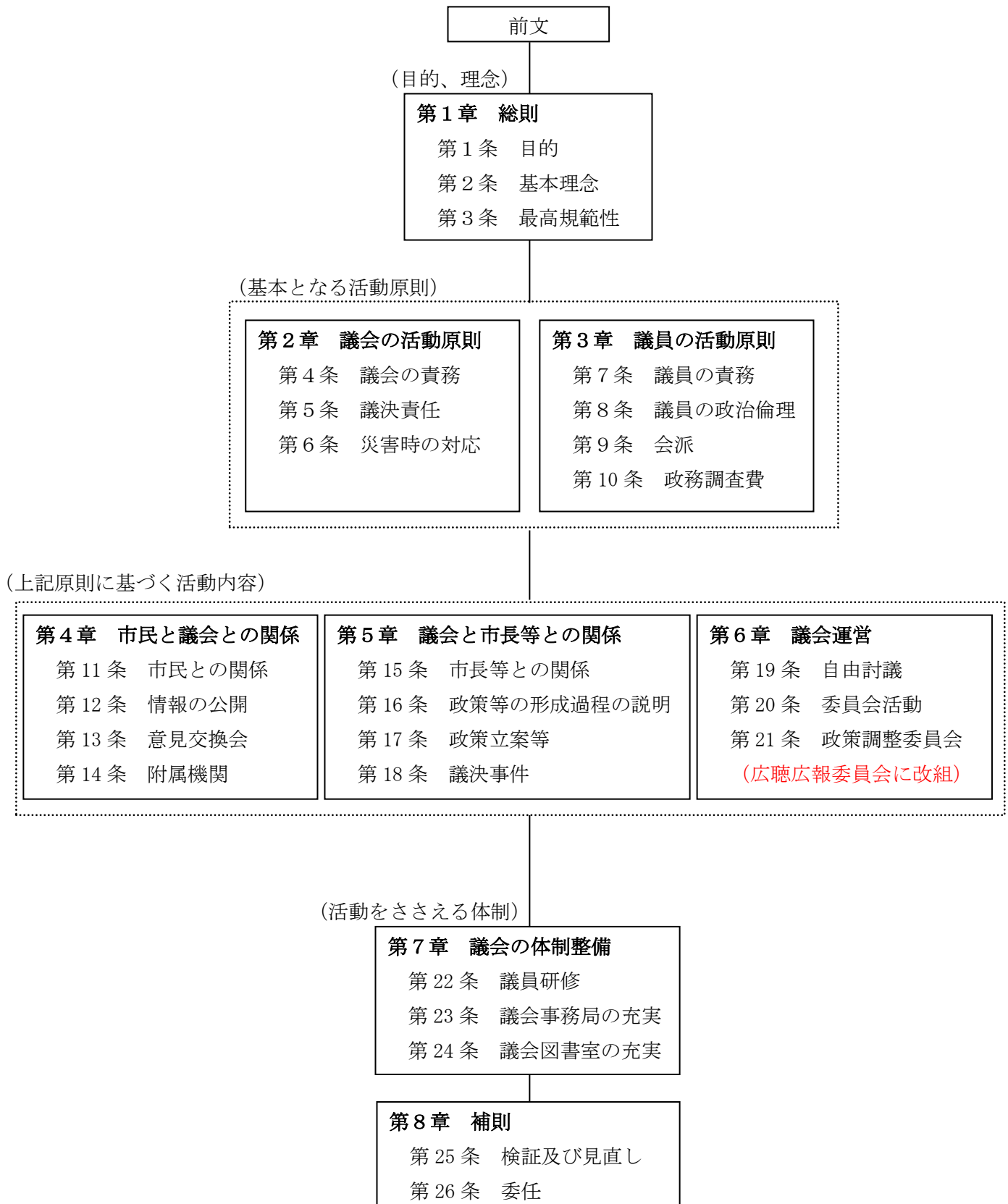
第25条において、2年に1度検証を実施するため、改選後及び申し合わせによる議長改選後に実施する旨を逐条解説に明記する。

議会関係例規の体系図



議会基本条例											
前文											
第1章 総則											
第2章 議会の活動原則											
第3章 議員の活動原則											
第4章 市民と議会との関係											
第5章 議会と市長等との関係											
第6章 議会運営											
第7章 議会の体制整備											
第8章 補則											
大町市議会政務活動費の交付に関する規則											
大町市議会政務活動費の交付に関する条例（自治法第100条第14項15項16項）											
議事事務局長の職にある大町市事務吏員に対する事務委任規則											
大町市議会の所管に係る大町市個人情報保護条例施行規程											
大町市議会情報公開条例施行規則											
大町市議会情報公開条例											
大町市議会規則の用語等の統一に関する措置規則											
大町市議会広報紙発行規程											
大町市議会議事事務局処務規則											
大町市議会議事事務局設置条例（自治法第138条第2項）											
大町市議会議傍聴規則（自治法第130条第3項）											
大町市議会委員会条例											
大町市議会議規則											
大町市議会の定例会に関する規則											
大町市議会定例会条例											
大町市議会議員定数条例（自治法第91条第1項）											

大町市議会基本条例構成図



議会基本条例検証結果

前文	【前文】 近年、国から地方へ権限委譲が進み、地方自治体は自主的な決定と責任の範囲が拡大している中で、地方議会が果たすべき役割はますます大きくなっている。 このような中、市民が市長及び市議会の議員を直接選挙するという二元代表制の趣旨を踏まえ、議会は市長その他の執行機関と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立と高度多様化する市民要望を市政に反映するために自己改革に取り組まなくてはならない。 そもそも議会は、独任制の市長とは異なり、様々な立場にある市民の多様な意見を代表できる合議機関としての特性をもっている。その特性を最大限活かせるように、公の場で自由かつ達に議論をし、政策の論点や課題を明らかにし、市民本位の立場をもって適切な政策を決定するとともに、執行機関の監視、政策提言や政策立案を積極的に行う必要がある。また議決責任を深く認識し、審議過程の明確化を図り、決定されたことを広く市民に知らせる責務を有する。 このような認識のもと、本市議会は、一問一答制の導入や、インターネット配信など、開かれた議会を目指して改革に取り組んできた。これまでの議会改革を更に進め、市民に信頼され、市民とともに歩む議会を目指し、市民福祉の向上とゆたかなまちづくりの実現に寄与するため不断の努力をここに決意し、この条例を制定する。		
	班	評価	評価内容／改善案
	A	X	・ 検証の必要なし。
	B	X	・ 検証の必要なし。
	C	X	・ 検証の必要なし。
	D	X	・ 検証の必要なし。
	結果	X	検証の必要なし。

議会基本条例検証結果

第 1 条

【前文】

近年、国から地方へ権限委譲が進み、地方自治体は自主的な決定と責任の範囲が拡大している中で、地方議会が果たすべき役割はますます大きくなっている。

このような中、市民が市長及び市議会の議員を直接選挙するという二元代表制の趣旨を踏まえ、議会は市長その他の執行機関と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立と高度多様化する市民要望を市政に反映するために自己改革に取り組まなくてはならない。

そもそも議会は、独任制の市長とは異なり、様々な立場にある市民の

班	評価	評価内容／改善案
A	X	・評価しづらい。 ・議員個人、或いは議会全体を評価するかで変わる。
B	X	・検証の必要なし。
C	X	・検証の必要なし。
D	X	・検証の必要なし。
結果	X	検証の必要なし。

第 2 条

(基本理念)

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関としての責任を自覚し、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論をつくし、地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指すものとする。

班	評価	評価内容／改善案
A	X	・評価の必要がないのではないかな。
B	X	・検証の必要なし。
C	X	X：検証の必要なし 3名 D：地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現とは何か、具体的な方がよい。 1名
D	X	・検証の必要なし。
結果	X	検証の必要なし。

議会基本条例検証結果

第 3 条	(最高規範) 第3条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。	
	班	評価 評価内容／改善案
	A	X ・ 検証の必要なし。
	B	X ・ 検証の必要なし。
	C	X ・ 検証の必要なし。
	D	X ・ 検証の必要なし。
	結果	X 検証の必要なし。
第 4 条	第2章 議会の活動原則 (議会の責務) 第4条 議会は、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。 (1) 市民を代表する唯一の議決機関であることを自覚し、適切な判断と責任ある活動を行い、透明性、公平性、信頼性が高まるよう、開かれた議会運営を行うこと。 (2) 多様な市民要望を市政に反映できるよう、常に市民本位で自由な討議により、政策等の論点、争点を明らかにした上で、意見集約を図ること。 (3) 市長等及びその補助機関の事務について監視及び評価機能を高めるとともに、政策立案、政策提言を積極的に行うこと。 (4) 市民に身近な議会とするために、わかりやすい言葉の使用や工夫を凝らした議会運営に努めるなど、市民とともに歩む議会を目指し、常に議会改革に取り組むこと。	
	班	評価 評価内容／改善案
	A	C ・ 自由討議は、もっと行っていく必要がある。
	B	B ・ 概ね達成できているが、政策に対する自由討議などを充実されたい。
	C	C ・ 議会として、政策立案、政策提言が積極的に行われていない。 ・ 市民本位での自由討議はできていない。
	D	C ・ 自由討議の活用が、できていない。
	結果	C 自由討議を充実する必要がある。

議会基本条例検証結果

第 5 条	(議決責任) 第5条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、自治体として意思決定又は政策決定に係る議決をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。		
	班	評価	評価内容／改善案
	A	C	・市民の声を聴くと、十分ではない。 ・広報広聴委員会の取組等を進める必要がある。
	B	B	・議決理由の説明等も示す機会などの検討も必要。 主語がわかりづらいので文書の精査が必要
	C	C	・議会として、市民に対する説明のシステムができていない。
	D	C	・市民に説明する場を、より強化すべきである。 ・議会だよりに頼るだけでなく、あらゆる手段を検討すべきである。
	結果	C	議決責任を重く受け止め、市民に対する説明を強化する。
第 6 条	(災害時の対応) 第6条 議会は、大規模災害又は緊急の事態が発生し、対策本部（大町市災害対策本部条例（昭和39年条例第16号）に基づき設置される災害対策本部又は当該事態の対策のために設置される組織をいう。以下この条において同じ。）が設置された場合において、当該対策本部を支援するとともに、議会としての的確かつ迅速な対応を図るものとする。		
	班	評価	評価内容／改善案
	A	C	・災害時の議会開会の方法について、ICTの利用も含め、細かい整備が必要。 ・災害時の議会の役割についても、明確にすべき。
	B	A	・毎年訓練を積み重ねている。
	C	C	・議会として災害対応について、訓練や研修の場がない。
	D	A	・体制は、できている。
	結果	C	災害対応について、訓練や研修の機会を積極的に設け、ICTの活用を踏まえ発災時に備える。

議会基本条例検証結果

第 7 条	第 3 章 議員の活動原則		
	(議員の責務)		
	第 7 条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる事項に基づいて活動するものとする。		
	(1) 議会は、言論の場であること及び合議機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。		
	(2) 市政の課題全般について、市民の意見の把握に努めるとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者にふさわしい活動を行うこと。		
	(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。		
	(4) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。		
	班	評価	評価内容／改善案
	A	B	・自由な討議をもっと活性化すべき。
	B	B	・議員間の自由な討議をする場を増やす。
	C	C	・議員間の自由討議がない。 ・市政の課題について、市民の意見を把握する仕組みがない。
	D	C	・自由討議の活用が、できていない。 ・あらゆる手段で、市民に説明責任を果たす手段を検討すべきである。
	結果	C	自由な議員間討議を積極的に図るとともに、あらゆる手段を用いて、市民に対する説明責任を果たす。

議会基本条例検証結果

第 8 条	(議員の政治倫理) 第 8 条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品格を保持し、識見を養うよう努めなければならない。 (ハラスメントの防止) 第 8 条の 2 議会及び議員は、ハラスメント（社会通念上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、個人の尊厳を害し、相手に精神的若しくは身体的な苦痛又は不利益を与え、及び相手の職務環境又は生活環境を害する行為をいう。以下この条において同じ。）が個人の尊厳を不当に害し、人権侵害に当たることを認識し、議員によるハラスメントの防止及び議員に対するハラスメントの防止に努めなければならない。		
	班	評価	評価内容／改善案
	A	B	・それぞれの取組はあるが、それらが市民に認められているかという点難しい。
	B	B	・議員研修の場が多くなってきたことは、評価できる。 ・議員として、更なる資質向上のための努力が必要。
	C	C	・議員の政治倫理については、全議員の共通認識となっているとは言えない。
	D	C	・市民の監視下におかれているという自覚を持つべきである。
	結果	B	高い倫理観を持ち、更なる資質向上のための努力が必要。
第 9 条	(会派) 第 9 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定に関し、合意形成に努めるものとする。 3 会派を代表する議員は、本会議において、議長の許可を得て、市の一般事務について質問することができる。		
	班	評価	評価内容／改善案
	A	B	コメントなし
	B	A	・会派を結成し、会派を通じて活発な議論が成されている。
	C	A	・達成できている。
	D	B	・会派による。
	結果	B	会派制の趣旨を理解し、会派内の合意形成に努める。
第 10 条	(政務活動費) 第 10 条 議員は、大町市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 1 号）の規定に基づき、交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努めるとともに、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。		

議会基本条例検証結果

	班	評価	評価内容／改善案
	A	A	・適正な運用は、できている。
	B	A	・達成できている。
	C	A	・達成できている。
	D	A	・少額であり、評価しにくい。
	結果	A	達成できている。
第 1 1 条	第 4 章 市民と議会との関係 (市民との関係) 第 1 1 条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議会は、請願を市民による政策提言と位置付けるとともに、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の審査に当たって必要があると認めるときは、これら提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。 3 議会は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 0 0 条の 2 の規定による専門的知見の活用並びに法第 1 1 5 条の 2（法第 1 0 9 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。		
	班	評価	評価内容／改善案
	A	B	・より透明化を進めるべきである。 ・まさに今取組みを進めている。
	B	B	・請願・陳情については、陳述制度は設けられたが、公聴会制度や参考人制度は、不十分。
	C	B	・議会として、市民に対し説明責任を十分に果たすための仕組みがない。
	D	B	・公聴会、参考人制度を活用すべきである。 ・制度化も検討した方がよい。
	結果	B	市民への説明責任を十分に果たすための仕組みを構築する。
第 1 2 条	(情報の公開) 第 1 2 条 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。 2 議会は、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。		
	A	C	・委員会の放送を含め、まだ公開が十分とは言えない。 ・本会議については、十分な公開がなされている。
	B	B	・本会議以外の委員会等の映像配信の充実が必要。
	C	A	・達成できている。

議会基本条例検証結果

第13条	D	B	・傍聴だけではなく、情報公開の方法について、市民参加のための環境整備が必要である。
	結果	B	委員会の情報公開については、今後充実させていく必要がある。
	(意見交換会) 第13条 議会は、市民の意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に活かし、市民参加推進のために、市民との意見交換会を少なくとも年1回開催するものとする。 2 議会は、市民から意見交換会開催の要望があったときは、これに		
	班	評価	評価内容／改善案
	A	B	・過去二年は、あまり開催がなかったため。 ・もう少し人が集まる方法、見せ方を考えたい。
	B	A	・概ね達成できている。
	C	A	・達成できている。
	D	B	・更に強化していくべきである。
	結果	A	更に強化していくべきである。

議会基本条例検証結果

第 1 4 条	(附属機関) 第 1 4 条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めると		
	班	評価	評価内容／改善案
	A	B	・制度活用の学習機会は、もってもよいのではないか。 ・今まで活用したことがないので、評価は難しい。
	B	X	・検証の必要なし。
	C	X	・検証の必要なし。
	D	X	・検証の必要なし。
	結果	X	検証の必要なし。
第 1 5 条	第 5 章 議会と市長等との関係 (市長等との関係) 第 1 5 条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。 2 本会議及び委員会における質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。 3 政策等の執行責任を有する市長等及びその補助職員は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の提言及び質疑等に関し、論点及び争点を明確にするための反問をすることが		
	班	評価	評価内容／改善案
	A	C	・反問権の利用については、整理及び議員個人の資質の向上も必要。
	B	C	・反問権のあり方について、検証が必要である。
	C	B	・反問について、検証する必要がある。
	D	C	・反問権の行使にあたっては、行政側も周知されたい。
	結果	B	反問について、検証する必要がある。

議会基本条例検証結果

第16条	(政策等の形成過程の説明) 第16条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯及び関係法令等 (3) 市民参加の実施の有無及びその内容 (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (5) 総合計画における根拠又は位置付け (6) 政策等の実施に係る財源措置		
	班	評価	評価内容／改善案
	A	B	・市民参加、市民の声の聴取については、もっと求める必要があるのではないか。
	B	B	・事務事業評価は、行っている。 ・政策等の背景について、詳しく説明を求めるべきである。
	C	C	・市側の情報開示について、以下の項目が不足している。 (1) 政策等を必要とする背景 (5) 総合計画における根拠又は位置付け (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト
	D	B	・質疑の質を高める努力は、必要である。
	結果	B	市側の情報開示について、以下の項目が不足しているため資料の提示を求める。 (1) 政策等を必要とする背景 (5) 総合計画における根拠又は位置付け (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

議会基本条例検証結果

第 17 条	(政策立案等) 第 17 条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。	
	A	B ・ 重要な項目である。 ・ 条例制定などは、行われていない。 ・ 議会や委員会としての取組みが重要である。
	B	B ・ 委員会代表質問を通じて、政策提言が出来た。 ・ 1 年毎、2 年毎にテーマを決めた上で、政策立案、政策提言の機会を増やすことは、必要である。
	C	D ・ 全く達成できていない。
	D	D ・ 議員立案（修正案、立法）ができていない。 ・ 委員会代表質問の活用も上げたい。
	結果	C 議会として、積極的に政策立案等に取り組むべきである。
第 18 条	(議決事件) 第 18 条 法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決すべき事件は、別に定めるものを除き、総合計画における基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止とする。	
	班	評価 評価内容／改善案
	A	B ・ 議会が総合計画の策定に関わることは、重要である。
	B	X ・ 検証の必要なし。
	C	X ・ 検証の必要なし。
	D	X ・ 検証の必要なし。
	結果	X 検証の必要なし。

議会基本条例検証結果

第 19 条	第 6 章 議会運営 (自由討議) 第 19 条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。 2 議会は、委員会において、議案の審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて自由討議の時間を設けるものとする。	
	班	評価 評価内容／改善案
	A	B ・自由討議は、もっと行うべきである。
	B	A ・できている。
	C	D ・議員間の自由討議はない。
	D	C ・自由討議をやるべきときは、しっかり活用すべきである。
	結果	C 自由討議をもっと行うべきである。
第 20 条	(委員会活動) 第 20 条 常任委員会及び特別委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。 2 常任委員会を代表する議員は、本会議において、議長の許可を得て、所管する市の一般事務について質問することができる。	
	班	評価 評価内容／改善案
	A	B ・委員会代表質問だけでなく、そのための調査、視察などを重視すべきである。 ・委員代表質問自体は、評価すべきである。
	B	B ・委員会、特別委員会による政策立案及び政策提言の機会は、もう少しあってもよいものとする。
	C	D ・常任委員会としての政策立案、政策提案は、できていない。
	D	C ・できていない。更なる充実を図るべきである。
	結果	C 課題解決に向けた調査研究を積極的に行い、委員会代表質問や政策提言などに繋げる。

議会基本条例検証結果

第 2 1 条	(政策調整委員会) 第 2 1 条 議会は、市民の意見を市政に反映させるための政策形成過程の一つである意見交換会の開催、市民意見の集約及び仕分け等を行い、政策立案及び政策提言を推進するために、議員で構成する政策調整委員会を設置する。	
	班	評価 評価内容／改善案
	A	B ・ 取組みを進めている。
	B	B ・ 政策立案及び政策提言を推進できているとは思えない。
	C	D ・ 政策調整委員会として、政策立案、政策提言につながっていない。
	D	C ・ 政策提言につながっていない。 ・ 広聴広報委員会を設置すべきである。
	結果	B 常任委員会での委員会代表質問や提言などは行われているが、政策調整委員会としては、政策提言等を行われていない。 【改善事項】 広聴広報機能を更に充実させるため、広聴広報委員会に改組する。
第 2 2 条	第 7 章 議会の体制整備 (議員研修) 第 2 2 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	
	班	評価 評価内容／改善案
	A	B コメントなし
	B	A ・ 各議員研修は、行われている。
	C	C ・ 議員研修が計画的に行われていない。
	D	B ・ 課題に合わせ、計画的に行うべきである。
	結果	B 課題に合わせ、計画的に行うべきである。

議会基本条例検証結果

第 2 3 条	(議会事務局の充実) 第 2 3 条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実強化及び体制の整備に努めるものとする。	
	班	評価 評価内容／改善案
	A	B コメントなし
	B	A ・現在、適切な事務局体制となっている。
	C	A ・現状において、適切な議会事務局体制となっている。
	D	B コメントなし
	結果	A 現在、適切な事務局体制となっている。
第 2 4 条	(議会図書室の充実) 第 2 4 条 議会は、議員の調査研究及び市民による利用の推進のために、議会図書室機能の充実強化に努めるものとする。	
	班	評価 評価内容／改善案
	A	C ・ i P a d から印刷を行えるようにしたい。 ・利用について、議論されていない。
	B	B ・図書機能については、どのように利用しているか検証が必要である。
	C	D ・議会図書館は、充実していない。
	D	C ・資料室として、大幅に改善すべきである。 ・市民は活用していない。(入りにくい、暗い)
	結果	B 従来の図書の整備に加え、ICTを活用した情報等の利活用及び、取得方法について、検討すべきである。

議会基本条例検証結果

第 2 5 条	第 8 章 補則 (検証及び見直し) 第 2 5 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて、常に検証し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。		
	班	評価	評価内容／改善案
	A	B	コメントなし
	B	B	・ 2 年に 1 度の検証は、必要である。
	C	C	・ この条例の検証は、議会として忘れがちな案件となっている。「常に検証し」の常を具体的にすべきである。 【提案】 常→改選後すぐに実施し、2 年後の後期スタート時にも実施することなど明記してはどうか。
	D	B	・ 2 年に一度は、検証すべきである。
	結果	B	2 年に 1 度の検証は、必要である。 〔逐条解説に議員改選及び申し合わせによる議長交代直後を明記〕
第 2 6 条	(委任) 第 2 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が別に定める。		
	班	評価	評価内容／改善案
	A	X	コメントなし
	B	X	・ 検証の必要なし。
	C	X	・ 検証の必要なし。
	D	X	・ 検証の必要なし。
	結果	X	検証の必要なし。